

教養学部執行部による寮生抹殺

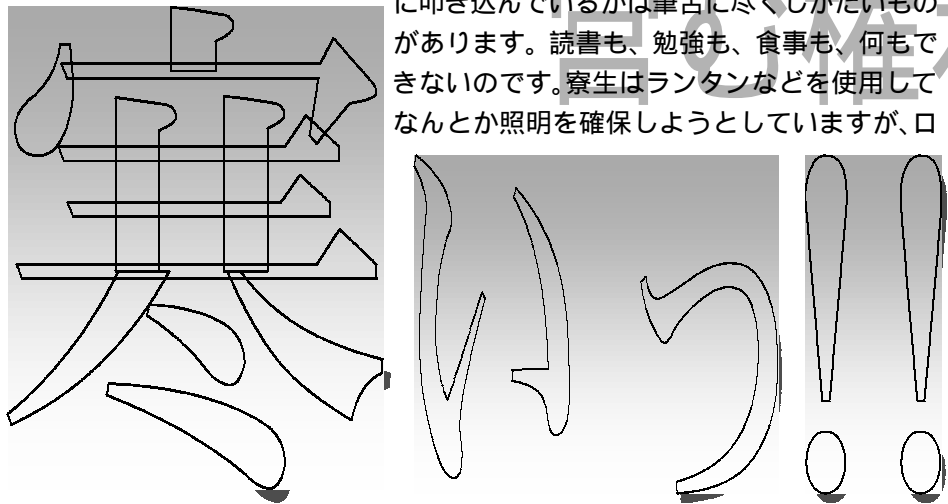
極めて一方的な、生命に関わる、暴力

「電気を止めるということは 抵抗できない相手に対して殴り続けるようなものです」。これは先日の代議員大会での1年生の寮生の発言です。不審火に乗じた電気供給停止は教授会にもはかられないまま、学部長室という一部の執行部によって極めて迅速に行われました。寮生の生活を破壊し、人権を踏みにじり、生命すら危険にさらす暴挙は「電気を止めることのできる権力が自分の手の中にある」という理由のみによって行われたのです。

電気供給停止はまごうことなき暴力です。それも自らはまったく被害を被らない地点で相手の生活を破壊する、極めて一方的で言いようのないほど卑劣な暴力です。自ら火種を撒きながら、話し合いでの解決を模索する寮生に向けたこれ以上ない反倫理的暴挙であり、多くの学生の意志を全く無視した一部の人間の権力濫用行為です。この理性的・民主的解決をすべからず否定する暴力は、教養学部執行部の寮生を物理的に抹殺することで、自らの反対者を排除するという明白な意思表示なのです。

暗闇の中で

駒場寮は現在共用部分数部屋を除いて、真っ暗です。日没後はあらゆる行動の自由が奪われています。このことがどれほど生活を破壊し、寮生を苦痛のただ中に叩き込んでいるかは筆舌に尽くしがたいものがあります。読書も、勉強も、食事も、何もできないのです。寮生はランタンなどを使用してなんとか照明を確保しようとしています、口



ウソク数本分の灯りでは本も満足に読むことはできません。あなたはこんな生活に耐えられますか。

凍死か焼死か

寒さが本格化してきましたが、寮には暖房がありません。今も寮生は寒さに耐えながら生活しているのです。本当に寒いのです。風邪を引いても直らず寝込み続けた寮生も出ました。96年にスチームが止められたため寮委員会はファンヒーターを支給し寒さを凌いできました。しかし電気が使えない現在ではそれも使えず、さらに石油ストーブなどは暗闇の中で使えば火災が起きる可能性が非常に高く使えない状況にあります。駒場寮は夏でもひんやりとしています。冬の夜の気温は氷点下に近づき、とても暖房なしでは生活できません。冗談ではなく、この状況は寮生に凍死かそれとも焼死かを選べといっているようなものです。学生を生命の危険にさらしてまったく悪びれない当局執行部は単なる犯罪者と変わりません。

さらに停電下では治安も著しく悪化し、放火犯や構内でも多発している大学専門の泥棒の格好の標的とされるでしょう。廊下を歩いていても人の顔が見分けられない状況では寮を標的にしない方がおかしいでしょう。寮生は不安な日々を送っています。電気供給停止の暴挙は犯罪を誘発する行為でもあるのです。

学生を続けることが不可能

停電によって自炊が不可能となり、電池代などの無用の出費がかさみ経済的にもさらに厳しくなっています。ただでさえ寮生は経済的に駒場寮にした住めない学生が殆どであり、駒場寮での生活が著しく困難になれば学生をやめざるを得ません。物理的損害と精神的疲労は限界に達し(85日もこんな状況が続けば当然です)、寮生の生活は苦痛の中にあります。

これが現在、教養学部執行部が行っていることなのです。同じキャンパスの中で起こっている卑劣な暴力から目を背けず引き続き当局を追及していきましょう。

駒場寮委員会

停電下での耐え生活八五日突破

電気復旧を求める寮生・学生の声を完全封殺

学生の声をもっと無視した返答書

駒場寮の電気が絶たれてから既に3ヶ月近くたち、寮生の生活は破壊され続けています(詳しくは裏参照)。この学部当局の暴挙に対しては1700筆以上の電気復旧・南ホールの修復を求める緊急署名、同様の自治団体共同アピール、13のクラスアピール、代議員大会での電気復旧を求める特別決議案の圧倒的可決など、学生はあらゆる手段で反対の意志表示を行い、電気復旧・南ホールの修復を求めてきました。

これらの学内世論の非難の高まりを受け、寮生の窮状を早急に救うべく、先日11月16日、学生自治会と寮自治会の連名で電気・ガスの復旧と南ホールの修復を求める要求書を署名と共に提出しました。しかし24日の学部長からの返答(下記)はまったく学生の声が無視したものでした。

まず、「駒場寮自治会は存在しないものとしているから」(池田学生課長補佐)と話し合いの相手自体の存在を認めず、学生自治会にのみ返答するという態度をとりました。これはどう考えても「まともに話し合いをする気はない」という意思表示に他なりません。さらにこの返答書は何ら寮生への生活破壊と学生の非難の声には触れず、ただ機械的に用途廃止(国有の建物がある用途に使わなくなったと申請する手続き)という用語を繰り返すのみで何ら返答というに値しないものです。まさに当局の学生無視の勝手な「廃寮」とそれに伴う「用途廃止」自体が問題になり、これを寮生・学生

大森学部長からの返答書

- 旧駒場寮建物は、平成8年4月1日の廃寮に伴って用途廃止となっていますので、電気・ガスの復旧は行えません。
- 旧寮食堂建物もすでに用途廃止となっていますので、しかるべき時期に取り壊します。修復や電気の復旧は行えません。

裁判官からも和解勧告

は話し合いによって解決しようとしているのにこの返答はこれらの民主的解決の道に完全に背を向けたものです。

仮処分でも和解勧告

現在東京地裁で寮生の最低限の人権を守るための電気復旧の仮処分が行われています。これまでに2回、10月29日と11月17日に審尋(裁判官との面接、仮処分はこれのみで審理される)が行われました。我々は電気の無い窮状と裁判中にも関わらず暴力的追い出しを進める学部の不当性を訴えましたが、一方国=学部当局は、「廃寮になっている」「電気は寮生にではなく建物に供給していただけだから、当局の自由にできる(行政がよく使う論理らしい)」「学生には営造物の利用による反射的利益しか無い」とする官僚的詭弁に終始しました。実際電気を復旧してなんの不利益があるのか、係争中に実力行使した件に関してまともな反論はなされていません。

電気事業は独占事業であるためたとえ紛争状態でも、供給先の内部事項には関わらず供給義務が存在します。「電気供給約款の理論と実務」にはたとえ不法占拠であっても(駒場寮はそうではないが)供給しなければならないと書かれており、これをしないのは明らかに違法行為なのです。

さらに現在学部当局が訴えた本裁判が係争中であり、あまつさえ執行官が占有認定(裁判中は占有を許可するという手続き)を高らかに宣言し占有を認めたにもかかわらず、実力で叩き出すような法秩序の破壊行為を裁判所が認めるはずがありません。いくら裁判所が行政よりだからといってそんな決定を書いてしまったら今後裁判所の手続きが軽んじられることとなるからです。このため裁判所からも和解勧告が出されている状況であり、学部当局の話し合いに完全に背を向ける態度は社会的にも認めがたいものとなっています。さらに「寮に住んでいるのは殆どが学外者である」と永野学部長特別補佐が全く虚偽の陳述書を提出しました。当然学寮である駒場寮に居住を許されているのは東大生だけであり、学外者は一人も居住していません。裁判所に対してこのような明らかに虚偽の陳述書を提出することも信じがたいことです。

仮処分審尋では永野学部長特別補佐が虚偽の陳述書を提出